

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）  
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起  
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和八年六月十二日

江戸川区長 齊藤 猛

## 訴えの提起調査(総括表)

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区生活一時資金貸付金 (生活振興部地域振興課)	206,400 円	1 件
江戸川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助 金に係る返還金(子ども家庭部子育て支援課)	672,000 円	1 件
合 計	878,400 円	2 件

## 訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区生活一時資金貸付金  
 担当部 課 生活振興部地域振興課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				当事者
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	
1	206,400 円	令和7年11月26日	東京簡易裁判所 令和8年(ハ)第13674号	令和8年2月12日	令和5年12月15日	215,000 円	原告 江戸川区 被告 練馬区民 土浦市民 (債務者) (連帯保証人)
小計	206,400 円						

債権の名称 江戸川区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金に係る返還金  
 担当部課 子ども家庭部子育て支援課

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				貸付金額	当事者
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日			
1	672,000 円	令和8年3月26日	東京簡易裁判所 令和8年(八)第20731号	令和8年5月13日	令和6年3月31日	672,000 円	原告 江戸川区 被告 大阪市内株式会社(債務者)	
小計	672,000 円							